

2022 年度
留学生のための修学支援ガイドブック



2022.9.8

(P.2「新型コロナウイルスの対応について」を追記しました)

北海道文教大学 国際交流センター 国際交流室

目 次

1.北海道文教大学について	1
2.恵庭について	1
3.授業日程	1
4.大学の授業について	1
5.学生生活について	3
6.学費、授業料減免、奨学金について	6
7.事務担当窓口	6
8.入学後の手続きについて	7
9.在留手続き	8
10.日常生活	11
11.帰国について	14

1.北海道文教大学について

建学の精神 『 清正進実 』

鶴岡学園の建学の精神は創設者鶴岡御夫妻の遺された学訓『清く正しく雄々しく進め』を淵源とする。「清く」とは心理を探究する清新な知性であり、「正しく」とは正義に基づく誠実な倫理性を指し、「雄々しく進め」とは未来を拓く進取の精神の称揚が込められている。また国民の生活の充実に寄与する「実学の精神」に基づくことが明確に示された。これを要約して「清正進実」として心に刻むこととする。

2.恵庭について

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、交通アクセスに恵まれ、豊かな自然と穏やかな気候を持つまちです。花のまちづくりが盛んで、「花のまち」「ガーデニングのまち」として全国に知られています。

市の名前の由来は、アイヌ語の「エエンイワ」（鋭くとがった山という意）と言われて

います。
ニュージーランドのティマル市と姉妹都市を結んでいます。

人口：70,062人（男34,099人・女35,963人）（令和3年4月末）

世帯数：34,321戸（令和3年4月末）

面積：294.65平方キロメートル（平成27年3月現在）

（いずれも恵庭市ホームページより）

3.授業日程

北海道文教大学の年間スケジュールは、大学のホームページで確認できます。

https://www.do-bunkyo.ac.jp/campus_life/campus_life/news/class-schedule

4.大学の授業について

4.1.履修登録

大学では学修する科目を自分自身で選択し、各自の時間割を組み立てます。学修する科目を大学に申請することを「履修登録」といい、履修登録せずに授業を受けることはできません。履修登録はポータルサイトから行います。前期・後期にそれぞれ1回、定められた期間があり、その期間内にしか履修登録はできませんので、必ず期間内に登録してください。履修登録期間終了時において、正当な理由なく履修登録を行わなかった場合は、授業科目を履修し、単位の認定を受けることができません。

ポータルサイト UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA ユニパ)

<https://unipa-ap.do-bunkyo.ac.jp/up/faces/login/Com00505A.jsp>

※定められた期間に履修取消しの申し出をしない限り、放棄することはできません。

4.2.年間修得単位数

各学年から上級学年へ進級する、また本学を卒業するためには、4年間で124単位以上修得し、各学科の定める進級・卒業要件の単位数を満たす必要があります。各年度の修得単位数が足りなく留年してしまうと、入管での在留期間更新のときに修学状況の説明を求められ、更新期間を短縮した6ヶ月となることがあります。その後も同じような単位修得状況であれば退学、帰国を勧告される場合もあります。この便覧の最終ページの外国人留学生の懲戒に関する内規では、「前期又は後期の履修科目の内、半数を超える科目が未修得の場合は訓告または停学」の処分となると決められています。これらのことを踏まえアドバイザーともよく相談して履修登録をするようにしてください。

4.3 出席状況

本学の留学生は授業のある日は必ず国際交流室に来て、出席簿にサインをすることになっています。国際交流室では、この出席簿で留学生の出席状況を把握しますので、たとえ授業に出席していても、出席簿にサインがないと出席状況が不良と判断します。

外国人留学生の懲戒に関する内規では、「2週間以上無断欠席の場合は訓告または停学、1ヶ月を超えて所在が確認できない場合は退学」の処分になることが決められています。

また、入管からの問合せ等についてもこの出席簿により回答しますので、必ず国際交流室でサインすることを忘れないようにしてください。

このルールは、出欠を取ることに他に、留学生の健康状態の確認、近況を知ることも目的としていますので、毎朝元気な姿を国際交流室で見せてください。

なお、授業を欠席（遅刻、早退を含む）する場合は、事務室に設置してある「欠席届」に記入のうえ、授業担当教員に申し出てください。ただし、自動的に出席扱いにするものではありません。授業の出席回数が3分の2に満たない（出席率66%未満）の場合、成績は「不合格」となります。

※大学からメールや電話で連絡することがあります。必ず連絡が取れる状態にしておいてください。

【重要】新型コロナウイルスの対応について

発熱があった場合は、まずはアドバイザーに連絡をして指示を仰いでください。

4.4 休講・補講について

担当教員の事情や天候などにより、授業が休講となる場合があります。休講となった分は、必ず補講を行います。休講・補講の連絡は、掲示板に掲示をするので、毎日確認してください。

4.5 大学からの連絡

大学が付与するアドレス宛にメールを送信します。また、本学ホームページや学内掲示板で情報を発信します。

5. 学生生活について

5.1 オリエンテーションについて

4月の初旬、9月の下旬には、学年別のオリエンテーションが行われます。卒業に必要な科目や履修登録の日程など重要な説明をするほか、時間割表など重要な書類を渡します。春休みや夏休みで母国へ帰る学生が多いと思いますが、欠席することのないようにしましょう。

5.2 アドバイザー（クラス担任、指導教員）制度について

本学では、学生と教員が緊密な関係を保ちながら、社会人としての基本的な態度を身につけ、学生が主体的な学習姿勢を持ち、教職員とのコミュニケーションを大切に、豊かな学生生活を送れることを目的として指導教員制度を設けています。

1年次の学期始めに専任教員の中からアドバイザーを選びます。アドバイザーを変更することはできますが、アドバイザーなしのフリーの状態は認められません。

アドバイザーからも積極的に連絡を取りますが、学生も積極的に研究室を訪れ、教員との人間的な触れ合いを深め、実りのある学生生活を送りましょう。

大学として留学生が充実した留学生生活を送れているかを把握する責任があります。月に1度はアドバイザーを訪ねて、以下の状況について必ず報告してください。このことは各アドバイザーにも連絡していますので、必ず実施してください。

○必ず報告すること

- ①学業に関すること（履修登録、学業成績等）
- ②出席状況に関すること
- ③進路のこと（就職、大学院の進学）

5.3 休学について

留学生が在学中に病気等の理由により休学する場合は、原則的に母国に一時帰国しなければなりません。病気療養等のため日本に滞在することは、在留資格「留学」の目的に反するため日本国内での滞在が入管から認められていません。また、一時帰国中に「留学」の在留資格期限が過ぎる場合でも事前に更新手続きを取ることはできません。した

がって、在留資格期限が過ぎて日本に再入国するときは、新たに在留資格を申請することになります。やむを得ず休学する場合は、担任・アドバイザーに相談してください。

※休学した場合も教育充実費は全額納入しなければなりません。

5.4 大学内の設備について

【保健管理センター】

保健管理センターは、保健師・看護師が常勤（9：00～17：00）し、学内で負傷したり気分が悪くなったりした場合は適切な処置、対応をします。

学生生活を送るうえで、履修・勉強方法等の修学上のこと、進学・就職等の進路上のこと、情緒・生活上のこと、家族や友人関係等いろいろな不安や悩みを抱えることがあります。カウンセリング室では、専門のカウンセラーがいろいろな問題や悩み事について相談に応じ、その解決のための適切な助言・援助を行います。面接の内容等個人に係わる秘密は厳守し、本人の不利益になることは一切ありません。どんな小さなことについても相談に応じますので、気軽に保健管理センターに申し込んでください。

【喫煙場所】

本学では、学内全面禁煙です。規則を守り、快適なキャンパスライフが送れるよう各自で心がけましょう。

【食堂】

大学会館1階にあります。一人用カウンター席もあります。食堂はカフェテリア方式のため、飲食後は食器類を「返却口」に返却して下さい。価格は飲食店に比べて割安です。コーヒー、缶ジュース類の自動販売機もありますのでぜひ利用してください。なお、食堂外へ食器を持ち出すことはできません。

《営業時間》

平日 9：00～14：00（ランチ 11：00より ラストオーダー13：50）

※土日祝祭日は休業。長期休業中、大学行事等で営業時間を変更または休業することがあります。

【売店】（Bunkyo Campus Shop）

2号館1階にあります。書籍、文房具類、飲食料品等を販売しています。

《営業時間》

平日 8：30～18：00

※土日祝祭日は休業。長期休業中、大学行事等で営業時間を変更又は休業することがあります。

【Computer Laboratory 1～3】

Computer Laboratory 1～3 教室は、2号館1階に二教室、同館2階に一教室の全三教室あり、原則的に学生の学習を目的として開放しています。開放時間は平日の午前9時～午後6時（一教室のみ午後8時まで）、各期の休業期間中は平日の午前9時～午

後5時（一教室のみ）とし、授業等に使用されていない教室に限られています。また、大学の行事や機材の整備等で使用ができない場合もあります。教室、パソコンの使用方法等についての詳細は学生便覧で確認してください。教室内での飲食・喫煙・携帯電話の使用は禁止です。

【体育施設】

体育館、グラウンド等の使用は、講義、課外活動（サークル）の使用が優先されますので、使用を希望するときは事前に学生課に申し出て下さい。

なお、体育施設を使用するときは、けがをしないように運動着を着用し、準備運動を行ってください。

また、バスケットボール、バレーボール、フットサルボールの物品の貸し出しも行っていますので、学生課から借りて、破損等ないように運動種目等にあつた内容で適切に使用して下さい。

- ①体育館：1階 バスケットボールコート、バレーボールコート、バドミントンコート、トレーニングルーム、シャワー室
- 2階 ランニングコース
- ②テニスコート（2面）
- ③グラウンド（サッカー、野球）

5.5 掲示板

1号館1階と図書館前には掲示板を設置しています。授業変更、休校、補講、試験日程等の学生生活上必要なことが連絡されます。掲示板を見なかったことを理由に不利益を免れることはできませんので、毎日必ず確認してください。また、奨学金に関する掲示物は国際交流室のカウンターに掲示しています。

5.6 各種証明書

成績証明書、在学証明書などの各種証明書が必要なときは、本館1階事務室内の証明書発行機から発行、または必要な証明書の交付申請書を発行し申し込みをしてください。証明書発行機を使用するときは学生証とパスワードが必要です。証明書の種類や学籍の種類によっては、発行までに時間がかかることもありますので注意してください。

5.7 就職支援

本学では、在学生の就職支援についての業務は就職課で行っています。本学での留学生の就職活動は在学中に限られていますので、日本で就職を希望する留学生は、早めに準備をしましょう。

5.8 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。紛失、盗難、破損等ないように注意し、いつでも提示できるよう携帯してください。学生証を紛失または破損したとき

は、ただちに学生課へ申し込んでください。

学生証は、各種証明書発行や図書館利用の時に提示しなければなりません。

5.9 定期健康診断

定期健康診断は学校保健法に定められており、学生全員の健康診断を行なうもので、本学では、毎年4月に実施しています。詳細は学生課の掲示板で連絡します。健康診断により病気の早期発見と適切な治療を受けるようアドバイスをすることが可能となり、健康な学生生活を送れるように努めています。

6.学費、授業料減免、奨学金について

6.1 学費について

学費とは、授業料、教育充実費、実験実習費（実験実習のある学科のみ）、演習費（国際学部のみ）を指し、その他の費用（学友会費、後援会費）と合わせて、毎年、大学が定める期日までに納入します。当該期の学費を完納していなければ、進級要件を満たさないため、留年となる場合があります（延納願い、分納願いを提出し、その許可を受けている者を除く）。また、未納（学費を完納しない期）が2期となった場合、2期目の末日をもって除籍となります。

6.2 授業料減免について

経済的に就学困難な者について、学費の内授業料を減免する制度があります。各年度の始めに申請を行い、審査を受ける必要があります。正規課程の私費外国人留学生で、「留学」の在留資格を有する経済的に就学困難な者が対象です。経済的に就学困難な者とは、仕送りが平均月額 90,001 円以下（学費等は含まない）で、在日している扶養者の年収が 500 万円以下であるものを指します。期限までに申請書類を提出しなければ、授業料減免が受けられなくなる場合があります。（2020 年秋季以降の入学生より申請が必要となります）

成績不振、出席状況不振、留年や学則上の処分を受けた場合は、減免の対象となりませんので注意してください。

6.3 学外の奨学金について

学外の団体から奨学金の募集があった場合は、国際交流室のカウンターや掲示板でお知らせします。申請を希望する学生は、案内を見逃さないようにしてください。学業成績に基づいて学内選考を行うことがありますので、申請を希望した学生が全員受給できるわけではありません。学業成績や普段からの生活態度が重要となります。

7.事務担当窓口

国際交流室

- 出入国在留管理局への手続き
- 留学生向け奨学金
- 授業料減免

教務課

- カリキュラムや時間割
- 履修登録

学生課、学生生活支援課

- 学生証、学割証、定期券
- 学籍（休学、復学、退学）
- 遺失物、拾得物
- 住所変更
- アルバイト

就職課

- 就職の指導や斡旋

会計課

- 授業料の納付に関すること

8.入学後の手続きについて

8.1 恵庭市役所での手続き

大学に入学したら、住民登録や国民健康保険の加入手続きなどを行います。

• 住民登録

在留カードを交付された留学生は、住居地（住所）を定めてから14日以内に在留カードとパスポートを持参して、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出なくてはなりません。

• 国民健康保険の加入

日本では国民健康保険または他の健康保険のいずれかの医療保険制度に加入することは義務となっています（国民皆保険）。在留資格「留学」の外国人留学生は、滞在予定期間の長さにかかわらず、全員国民健康保険に加入してください。医療機関での治療費の7割を国民健康保険が負担し、みなさんは3割の負担になります。

7.2 銀行での手続き

銀行口座がないと日本での生活は大変不便です。すでに銀行口座を持っている人は、新たに開設する必要はありません。日本学生支援機構の奨学金を受給するにはゆうちょ銀行の口座が必要です。

恵庭黄金郵便局

《所在地》〒061-1409 北海道恵庭市黄金南1-10-4

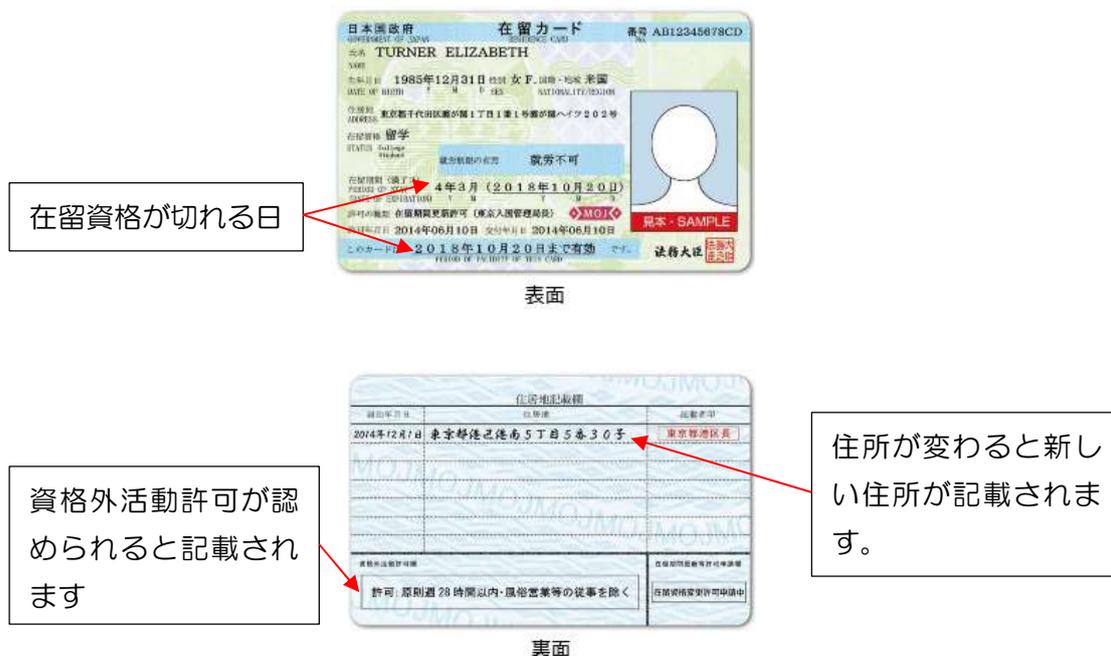
《電話番号》0123-34-7755

《営業時間》平日9:00~16:00 ※土・日・祝日・休日は除く

9.在留手続き

9.1 在留カード

日本に滞在する外国人は空港で上陸許可を受けるとともに在留カードが交付されます（後日交付となる場合もあります）。在留カードを交付された留学生は、住居地（住所）を定めてから14日以内に、在留カードを持参して、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。在留カードは常に携帯しましょう。たとえ近くのコンビニに行く場合でも忘れずに持ち歩きましょう。携帯していなかった場合、罰則があります。



※引っ越しをしたら国際交流室に在留カードを持ってきてください。

9.2 在留期間の更新

留学生在日本に在留を許可される期間は「3月、6月、1年、1年3月、2年、2年3月、3年、3年3月、4年、4年3月」です。在留期間の満了する3ヶ月前から当日まで入管で「在留期間更新」をしなければなりません。オーバーステイは強制退去となる場合がありますので、注意してください。

【在留期間更新に必要な書類】

- ① 在留期間更新許可申請書（申請人作成用様式1～3。国際交流室で渡します。）
- ② 写真（縦4cm×横3cm。提出の日前3か月以内に撮影されたもの。）
- ③ 在学証明書（証明書発行機で発行してください。）
- ④ 成績証明書（証明書発行機で発行してください。）
- ⑤ パスポート
- ⑥ 在留カード
- ⑦ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書

※在留期間の更新を行い新しい在留カードを取得したら、国際交流室にパスポートと在留カードを持ってきてください。

9.3 一時帰国と再入国

2012年7月9日からスタートした在留管理制度では、有効な旅券及び在留カードまたは在留カードとみなされる外国人登録証を所持する留学生在が、出国後1年以内に日本で留学の活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（みなし再入国許可といいます）。再入国出国記録（再入国EDカード）に「一時的な出国であり、再入国する予定である」旨のチェック欄にチェックしてください。ただし、在留期限が出国後1年未満になる場合は、その在留期限までに再入国してください。夏休み、春休みを利用して自国に帰る場合は、「帰省・旅行届」に担任・アドバイザーの署名をもらい、国際交流室に届け出てください。

9.4 資格外活動

留学生在は、原則としてアルバイトをすることは認められていません。留学生在がアルバイトをするためには、事前に入管で「資格外活動の許可」を受ける必要があります。アルバイトをすることができる時間は、1週につき28時間以内と入管法で定められています。ただし、夏休み等の長期休業期間中であれば正規生、非正規生ともに1日8時間以内、週40時間の資格外活動が認められます。資格外活動の許可を受けずにアルバイトした場合や、定められた時間を越えてアルバイトした場合は処罰されます。場合によっては強制退去となりますので、注意してください。

また、風俗営業、風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。例えば、バー、キャバレー、パチンコ、麻雀店などは、仕事の内容に関係なく働くことが禁止されています。また、深夜飲食業である店舗は風俗営業法が適用される店舗と同

様に扱われるので、禁止されています。これにあてはまる留学生は、外国人留学生の懲戒に関する内規により大学を懲戒退学となり、入管法により強制退去となります。

【資格外活動申請に必要な書類】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 学生証

※資格外活動の許可を受けた場合は、国際交流室にパスポートと在留カードを持ってきましたください。

※アルバイトが決まった時、アルバイト先が変わった時は、国際交流室に報告してください。

アルバイトに採用されたら、身元保証人や連帯保証人を求められることがあります。本学は一切引き受けることができません。

9.5 本学を卒業または交換留学が終了した後も日本に滞在する場合について

① 在留資格の満了までの期限に余裕があるため日本に滞在する場合

在留資格「留学」で日本に在留する者が、その在留資格の本来の活動を3ヵ月以上行っていない場合は在留資格の取消しになります。在留期限が残っていても、卒業後3ヶ月以内には母国へ帰国してください。また、卒業後は留学生ではありませんのでアルバイトはできません。資格外活動（アルバイト）は留学生だけに認められた活動です。これに違反した場合は入管法により処罰されます。

② 就職活動を継続して行うための在留資格の変更について

本学の正規課程を卒業後も日本で就職活動をする場合は、在留資格を「特定活動」へ変更することができ、資格外活動が認められるとアルバイトをすることも可能です。卒業後は留学生ではありませんので、在留資格が「留学」のままの状態ではアルバイトをすることは違法です。在留資格「特定活動」では原則6ヶ月間の在留が可能となり、1回限り在留期間を6ヶ月間更新することができ、最長1年間の滞在が認められます。

【在留資格変更（特定活動）申請に必要な書類】

- 1) 在留資格変更許可申請書
- 2) パスポート
- 3) 在留カード
- 4) 在留中の経費支弁能力証明書
- 5) 卒業証明書
- 6) 就職活動継続についての本学の推薦状
- 7) 就職活動を継続して行っていることを明かす資料
- 8) 活動機関に関する届出

《注意事項》

- ・本人が入管に行って手続きをします。
- ・推薦状は就職課で発行してもらってください。
- ・非正規生は対象外です。

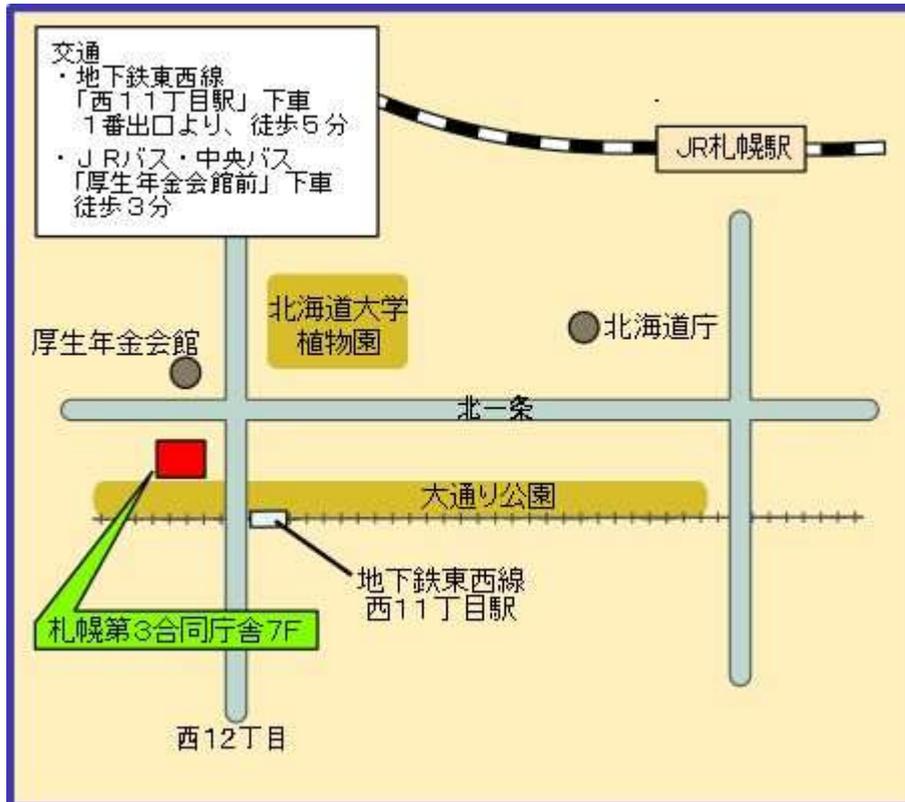
9.6 学位記授与式に参加する親族のための「短期滞在」ビザについて

卒業・修了見込みの学生の親族が、学位記授与式に出席する目的で来日する場合、「短期滞在」ビザ申請のための「身元保証人」が必要なことがあります。本学では、この身元保証を引き受けることができます。

申し込みには条件がありますので、国際交流室に相談してください。

9.7 札幌出入国在留管理局案内

地下鉄東西線「西11丁目駅」下車、1番出口より徒歩5分
 中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎 審査部門
 電話 011-261-9658



10.日常生活

10.1 宿舍

大学周辺の民間アパート等を探す場合は、国際交流室に連絡してください。不動産屋

さんと交渉して、手数料・家賃等が安くなり、ベッド・洗濯機・テレビ等を備えて提供しています。留学生は原則として恵庭市内の賃貸アパートに住むこととしています。そのとき、次で説明する「留学生住宅総合補償保険」に加入すると本学が保証人となります。札幌周辺で探す場合は、各自で民間の不動産屋さんや書店に売っている賃貸情報雑誌で探すことになり、また、保証人についても留学生各自が探すこととなります。

※アパートの賃貸契約のときに、「緊急連絡先」を求められることがあります、本学は一切引き受けられません。

※家賃は滞納することなく、しっかり払ってください。

10.2 留学生住宅総合補償制度

日本で民間アパートを借りる場合、入居のための保証人が必要です。入居者が家賃を払うことができない場合には、保証人が支払う義務があります。日本人学生は、通常両親・親戚等に保証人になってもらいますが、留学生が日本で保証人を探すことは簡単ではありません。

保証人が見つからない場合、在学期間中に限り本学の学長が保証人になります。これには条件があり、恵庭市内の賃貸アパートに入居すること、財団法人日本国際教育協会の「留学生住宅総合補償」に加入することが条件（負担金1年間4,000円）です。

この制度は、万が一の場合の賠償事故に備えることと、部屋を借りるときに必要な連帯保証人に経済的負担をかけないようにするための住宅総合保険です。入居者は本人単独またはその家族のみであること、家族以外の入居者がいる場合は本学の留学生に限られます。学長が保証人となることが認められない場合もありますので、事前に条件等の詳細を国際交流室で確認してください。

10.3 郵便、銀行

留学生が日本に来て最初に行う手続きは、市・区役所等での**転入届、国民健康保険の加入、郵便局での転居届、銀行での口座の開設**です。

各市・区には本局と呼ばれる大きな郵便局があり、本局では土曜日、日曜日、休日でも郵便業務を取り扱っています。本局以外にも郵便局は各所にあり、郵便物の配達のほか、貯金や保険などの業務も行っています。

来日して住所が決まったとき、または引越しをしたときは、近くの郵便局へ行き「転居届」を提出すると、新しい住所に郵便物が届きます。また、前住所に届いた郵便物も1年間は新しい住所に転送されます。

郵便局の受付時間は、次のとおりです。

郵便：月曜日～金曜日 9：00～17：00

貯金：月曜日～金曜日 9：00～16：00

外国為替・送金：月曜日～金曜日 9：00～15：00

※ ATMの利用時間は、郵便局によって異なります。

銀行口座を開設するときは、在留カードと学生証の提示が求められます。銀行によっ

では印かん（はんこ）が必要です。

銀行の窓口の営業時間は、平日 9：00～15：00 までです。ATM は設置場所によって利用可能な時間が違いますので、注意してください。

10.4 電気、ガス、水道、ゴミ処理

【電気】

水に濡れるなどして電気がショートしたときや電気を容量以上に使ったときには、ブレーカーが落ちて電気が自動的に止まります。このようなときは、電気器具をコンセントから抜き、使用を減らしてから、ブレーカーを上げます。部屋の電気容量をあらかじめ不動産屋さんに聞いて、電気の使いすぎに注意しましょう。なお、電気のトラブル等があった場合は、電気料金の領収書に書いてある営業所に電話してください。

【ガス】

ガスの使用を開始する場合は、少なくとも 4 日前までにガス会社に連絡してください。担当者が来て、開通作業をしてくれます。開通作業をするときには、家にいなければなりません。

【水道】

水道を使用するときは、住んでいる地域の水道局に連絡してください。2 ヶ月ごとに料金の請求がきます。請求書にしたがって料金を支払ってください。

また、**北海道の冬はとも気温が下がります。夜間や連続して部屋を空けるときには必ず水抜きをして凍結防止に努めましょう。水抜きの方法がわからないときは、家主さんや不動産屋さんに確認しましょう。**一度凍結すると高額な修理費がかかります。年末年始は、修理会社も休みになりますので、すぐに修理することは難しくなります。

【ゴミ処理】

ゴミは、市や区が回収します。「ゴミと資源の分け方・出し方」については市役所・区役所などにあります。

分別したゴミを出す曜日・時間と場所は、地区によって異なります。可燃ゴミは通常、1 週間に 2 回、不燃ゴミは 1 週間に 1 回、回収されます。収集日当日の朝 8 時までに、**区役所または市役所が指定した袋に入れて、決められた場所に出してください。**

テーブル、椅子、布団、ベッド、暖房器具、自転車などの大きなゴミ（粗大ゴミ）を日常のゴミと一緒に捨てることはできません。粗大ゴミを捨てる時は**有料**となり、住んでいる地域の区役所又は市役所に連絡をすると取りに来てくれます。

また、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の 4 品目については、家電リサイクル法により、粗大ゴミとして捨てることができません。その製品を買ったお店か、同じ種類の製品を買おうとしているまたは買い換えようとしているお店に連絡し、引き取ってもらうことが義務付けられています。ただし、買ったお店が分からず、買い換える予定もない場合には、住んでいる地域の区役所又は市役所に問い合わせしてください。

ゴミ処理のルールを間違えると近隣住民とのトラブルの原因になることがありますので、ゴミを捨てるときは規則を守ってください。

10.5 緊急の場合

急病・けがなどで**救急車**が必要なときは電話で**119番**をかけてください。学内では、保健管理センターで応急処置を受けることができます。

火災などで**消防車**が必要なときは電話で**119番**をかけてください。自分の部屋や隣の部屋で火事があったとき、必ず大声で「火事だ！」と叫んで周りの人に知らせてください。電話では「火事です！」とはっきり伝えて、住所を正確に言ってください。

盗難・交通事故などで**警察**が必要なときは電話で**110番**をかけてください。学内の場合は、学生課に連絡してください。キャッシュカードやクレジットカードを盗まれた場合は、すぐに銀行やクレジットカード会社に連絡してください。

日本は**地震**が多い国です。普段から地震が起きたときの準備をしておきましょう。地震が起きたときは、あわてずにテーブルの下に隠れて自分の身を守ってください。大きな揺れが続くのは、1分間程度です。揺れがおさまってから火、ガス、電気などの点検をしてください。大学にいるときは、教職員の指示にしたがってください。地震や津波、大雨などの災害に備えて、住居地周辺の避難場所やハザードマップを確認しておきましょう。

11. 帰国について

留学の目的を達成して帰国するにあたっては、済ませておくべき手続きがたくさんあります。参考として、以下に必要と思われることをあげておきますので、手続きに漏れないように、また、段取りよく準備できるようにしてください。また、留学生の皆さんは、国境を越えた交流のかけ橋としての期待を担っています。帰国する前にお世話になった人たちに心を込めてお礼を述べるなど、将来もあたたかい交流が継続できるように心を配っていただきたいと思います。

11.1 学内での手続き

必要手続きとして、以下のようなことが考えられます。帰国することが決まったらすぐに、国際交流室に相談・確認しましょう。

【必要手続きの例】

- ① 学籍上の手続き（成績証明書等の発行）
- ② 帰国後の連絡先の届出（住所、電話番号、Eメールアドレスなど）
- ③ 公共料金等の支払いを委任する人物の報告（氏名、連絡方法などを知らせる）
- ④ 進路：帰国する前に就職、進学等の調査書を記入し国際交流室に必ず提出してください。
- ⑤ 大学から借りているもの（図書館の本など）の返却
- ⑥ 帰国日の連絡

●帰国日及びフライト予定が決まり次第、必ず国際交流室に連絡してください。

11.2. 学外での生活上の手続き

地域で暮らした住民として済ませておくべきさまざまな手続きがあります。後でトラブルにならないよう、きちんと手続きしておきましょう。

【必要手続きの例】

- ① 住宅関係：家主さんへの退去予告（1ヶ月前）、保証人への報告とお礼、入居したときと同じ状態にする。
- ② 銀行関係：口座の解約（解約時期については、奨学金等の振込や光熱水料の引き落としなど帰国後に処理されるものがあるので、事務担当者に相談する。）、クレジットカード・キャッシュカードの解約、自動引き落としの解約。通帳の残高を0円にただけでは解約をしたことになりません。必ず解約の手続きを行ってください。
- ③ 各種利用契約の解約：光熱水料（電気、ガス、水道）、電話料、NHK放送受信料、携帯電話、インターネットの解約。携帯電話会社・電気・ガス・水道局に退去日（帰国日）を連絡し、解約をしたうえで料金の支払いをしてください。
- ④ 区・市役所：転出届と国民健康保険、国民年金の脱退手続きと保険証の返却
自分の居住していた市区町村の市民課で転出届をし、国民健康保険課で国民健康保険証を返却してください。印かんを持参し、国民健康保険料の支払いをその場で行ってください。
- ⑤ 入管：在留カードの返却
在留カードは日本を出国する時まで携帯し日本出国の審査を受けるときに在留カードを返却してください。
- ⑥ 荷物の発送手続き：船便と航空便の使い分け
- ⑦ ゴミの始末：粗大ゴミなどの処分（区・市役所に連絡）
ゴミは、可燃ゴミ、不燃ゴミを仕分けし、粗大ゴミは、捨てるときは**有料**となり、住んでいる地域の区役所または市役所に連絡をすると取りに来てくれます。計画的に仕分けして、出せる曜日をあらかじめ調べておくようにしましょう。また、部屋に置いたままにすることのないようにしましょう。冷蔵庫の中身、お風呂場なども十分に気を配りましょう。
- ⑧ 郵便物の転送：日本にいる知人への転送依頼（1年間可能）

11.3. 学位記授与式に参加する親族のための「短期滞在」ビザについて

卒業・修了見込みの学生の親族が、学位記授与式に出席する目的で来日する場合、「短期滞在」ビザ申請のための「身元保証人」が必要なことがあります。本学では、この身元保証を引き受けることができます。

申し込みには条件がありますので、国際交流室に相談してください。

●北海道文教大学 外国人留学生の懲戒に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道文教大学学則第38条及び北海道文教大学留学生別科規程第25条並びに北海道文教大学大学院学則第38条(以下「学則等」という。)の規定中、外国人留学生に係る懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の適用)

第2条 1か月を超えてその所在が確認できない場合は、学則等の懲戒退学中の「正当な理由がなくて出席常でない者」を適用するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、学則等の懲戒退学中の「本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」を適用するものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)が適用される業種及び店舗等での就労が明らかになった場合

(2) 資格外活動違反、不法就労で逮捕、拘留された場合

(3) 本邦へ入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明白となった場合

(4) 法務省出入国在留管理庁の審査で在留期間更新が不可となり、退学届の手続を、1か月を超えて怠った場合

(5) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明し、停学の懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合

(6) 警察や出入国在留管理庁に任意同行及び出頭を命じられ、このことに関する本学からの呼び出しに1か月を超えて応じなかった場合

3 次の各号に該当する場合は、学則等懲戒条項第2項中の訓告又は停学を適用するものとする。

(1) 入管法に規定される「資格外活動許可」を得ないで就労していることが判明した場合

(2) 警察や出入国在留管理庁に任意同行及び出頭を命じられた場合及びこのことに関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合

(3) 2週間を超えて無断欠席が認められる場合

(4) 前期又は後期の履修科目の内、その半数を超える科目が未修得の場合

(5) 「在留カード」及び「資格外活動許可書」を不携帯で、警察及び出入国在留管理庁から注意や指導を受けた場合

(6) 本邦の法律等及び本学の諸規則等に規定され、外国人留学生として当然なすべき諸手続等を怠っている場合

(学生委員会への具申)

第3条 留学専門部会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類並びに軽重を学生委員会へ具申できるものとする。ただし、留学専門部会が必要と認めるときは、学生委員会の他に関係委員会と協議することができるものとする。

(改 廃)

第4条 本内規の改廃は、留学専門委員会及び学生委員会の議により原案を作成し、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成16年12月15日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年7月15日から施行する。

●北海道文教大学外国人留学生惩戒内规

（目的）

此内规为在北海道文教大学学则第38条、北海道文教大学留学生别科规程第18条及北海道文教大学大学院学则第38条（以下称「学则等」）中，规定惩戒外国人留学生之事项者。

（惩戒之适用）

超过一个月未能确认其所在者，适用学则等惩戒退学中之「无正当理由而未能常出席者」

2 符合以下各项者，适用学规等惩戒退学中之「破坏本校秩序而严重违反做为学生之本分者」。

- (1) 发现就业于适用有关“风俗营业”等规则及业务适当化等之法律（以下称「風営法」）之业种及店铺时
- (2) 因资格外活动违反、不法就劳被逮捕、拘留时
- (3) 发现入境日本国之际，申告虚伪内容而取得「留学」时
- (4) 法务省入国管理局不允许在留期间更新，而未做退学手续超过1个月时
- (5) 发现未取得入管法所规定之「资格外活动许可」而就业，经判停学惩戒处分后，仍未见改善或故意恶质时
- (6) 受警察或入国管理局任意同行或传唤命令，而为此事未应本校传唤1个月以上时

3 符合以下各项者，适用学规等惩戒条款第2项中之讯告或停学

- (1) 发现未取得入管法所规定之「资格外活动许可」而就业时
- (2) 受警察或入国管理局任意同行或传唤命令，，而为此事未应本校传唤1周以上时
- (3) 未经允许缺席超过2周时
- (4) 前期或后期之履修科目中，未修得之科目超一半时
- (5) 未携带「外国人登录证」及「资格外活动许可书」而被警察注意指导时
- (6) 疏忽办理日本国法律及本学所规定外国人留学生该办理之各种手续时